

尾張旭市監査公表第18号

令和4年5月30日付け尾張旭市監査公表第15号をもって公表した財政援助団体監査結果報告について、令和4年6月15日付け4産第91号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和4年6月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

尾張旭市商工会（市民生活部産業課）

監査の指摘事項	措置状況
令和2年度尾張旭市商工団体事業費補助金事業において、補助事業者から提出された交付申請書類に違算、記載誤り等がある。収受した申請書類については内容を十分審査し、誤りが認められる場合は、修正の上、再提出をするよう指導されたい。	尾張旭市商工会に対し、適切な書類を作成するよう指導します。 今後書類を収受する際は内容を十分に審査し、誤りが認められる場合は、修正の上、再提出を求めることとします。